

行 動 規 定

1 校内での行動

- (1) 校舎内では静粛にし、礼儀を重んずるよう心がける。
- (2) 登校後、校外に出る時は届け出る。
- (3) 校舎、校具を大切に扱い清潔整頓に意を用い、校内美化につとめる。
- (4) 集会、行事、出版、放送、掲示の場合は届出と許可を必要とする。
- (5) 運動その他で更衣する場合は所定の場所でおこなう。
- (6) 昼食は教室または食堂で所定の時間にとる。
- (7) 下校時間は午後5時とする。やむを得ずそれ以後まで居残る場合は関係教員の許可を得て特別活動許可願を提出する。
- (8) 休日の登校は原則として認めない。

2 校外での行動

- (1) 自覚ある行動をとり、本校生徒としての品位を保ち、それを損なうような場所に出入りしない。
- (2) 校外試合、校外諸団体への加入、集会、催物などへの参加は、関係教員を経て学校長の許可を受ける。
- (3) 合宿や集団の登山、旅行、キャンプなどの場合は、教員や保護者の指導のもとにおこない、計画の届出を必要とする。
- (4) 男女の交際は、自己の行動に責任をもち、お互いの人格を尊重しエチケットを守る。
- (5) 自転車・自動車通学は禁止する。

※ 生徒手帳は必ず携帯する。

諸 届 手 続

- 1 次の場合は所定の用紙に保護者捺印の上、速やかに学級担任まで願いまたは届を提出する。
住所変更、名前変更、保護者変更、忌引き、退学、復学、休学、転学
- 2 学校伝染病のため欠席する場合は、出席停止となるので本校独自の診断書を担任に提出する。
- 3 休学を願い出る際は、医師の診断書を必要とする。
- 4 次の場合は欠席の取扱いをしない。
忌引 父母 7日
兄弟姉妹、曾祖父母、祖父母 3日
伯叔父母 2日
その他、学校で特に認めた場合。
- 5 遅刻、早退、外出、居残りなどは生活指導部に届出て所定の手続きを経なければならない。
- 6 旅行については詳細な旅行計画書を作成し、保護者の旅行許可願を添えて担任の許可を得る。計画書には日程、宿泊地、同行者氏名を明記する。監督者の付添承諾書も添える。
- 7 アルバイトは原則として禁止する。特別の理由があり止むを得ない場合は担任、生活指導部へ申し出て許可を受ける。
- 8 通学定期、在学証明書の申込みは事務室に申し出て、所定の手続きを経る。
- 9 校舎、校具を破損した場合は、関係教員および事務室まで届出る。
- 10 落とし物および拾得品は直ちに生活指導部まで届出る。
- 11 休日のクラブ活動は原則として禁止する。しかし、公式試合前などで、クラブ顧問が必要であると認め、顧問の付添いがある場合に限り許可する。(ただし、

休業期間中は除く)上記クラブ活動を希望するクラブは所定の用紙に記入のうえ、10日前までにクラブ顧問を通じ生活指導部に提出する。

12 運転免許の取得は原則として認めない。ただし、家事都合などによって、止むを得ず取得を希望する場合は、所定の用紙で保護者から担任、生活指導部へ届出をする。

13 欠席などの連絡は、8時30分までに下記の要領で電話を入れる。

学校(06-6351-0036)にダイヤルをし、アナウンスにそって*印を押してから内線番号

1 学年は16

2 学年は17

3 学年は18 を押す。

ただし、携帯電話、公衆電話の場合は*印を押さずに内線番号を押す。